

雇用保険を受給できない求職者の方へ

秋田県からのお知らせ

「介護・建設分野」

の職業訓練を

給付金でサポート!

1か月あたり
7万円
が受け取れる

秋田県特定職業訓練促進給付金

※予算がなくなり次第、終了する場合があります。



介護・建設分野への転職や再就職を後押しします!

介護・建設分野の職業訓練を受講する方で、雇用保険を受給できない等、一定の支給要件^(※)を満たしている場合は、県独自の給付金(7万円/月)を支給します。

給付金を毎月受給しながら、訓練を通じて新たなスキルを身に付けることができます!

介護・建設分野への転職や再就職をお考えの方は、ぜひ給付金制度をご活用ください!

(※) 支給要件等の詳細については裏面をご覧ください。

「わたしも受給できる?」

といった疑問から、申請書の記入サポート等までお応えします!

給付金に関するお問い合わせ先

秋田県 産業労働部 雇用労働政策課

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

TEL.018-860-2301

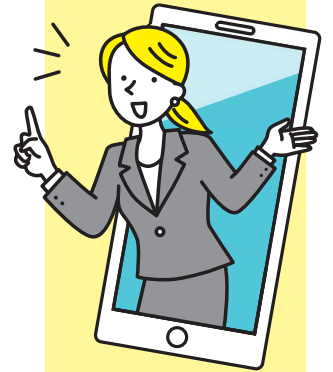
(土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日)は除く)

秋田県特定職業訓練促進給付金

(1) 支給要件

- 対象の職業訓練を受けること**
対象の職業訓練は右側の二次元コードから確認できます。
受講申込みは最寄りのハローワークへ!
- 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者ではないこと**
職業訓練受講中に雇用保険を受給できる場合、県の給付金は受けられません。
- 職業訓練受講給付金の支給対象者ではないこと**
国が支給する職業訓練受講給付金を受給できる場合、県の給付金は受けられません。
- 収入額が月8万円以下であること**
「収入額」とは、税引前の給与、事業収入、各種年金、仕送りその他全般の収入になります。
手取り額の収入ではありませんのでご注意ください。(一部算定外の収入もあります。)
- 金融資産額が100万円以下であること**
「金融資産」とは、現金、預貯金、債券、株式及び投資信託になります。
- 訓練日数の8割以上に出席すること**
給付金の支払前に訓練の出席状況を確認します。



対象の職業訓練
一覧や、各種書類の
ダウンロードは
こちら!



(2) 主な申請書類

- 交付申請書、雇用保険に関する証明書
- 収入や資産を証明する書類の写し など
※詳しくは右側の二次元コードからご確認ください。
- 本人確認書類、振込先の通帳等の写し

申請の流れ

- 1 支給要件の確認**
 - 対象の訓練を受講した際に **自分が給付金を受給できるか**を「(1) 支給要件」で確認
 - 「(1) 支給要件」で判断できない場合や、詳細については問い合わせ先へTEL
 - 2 訓練の受講決定**
 - 最寄りのハローワークで、対象となる職業訓練の受講申込みを行い、**受講あっせん**を受ける
 - 3 申請書類の準備**
 - **職業訓練の受講あっせんと同時に、ハローワークから各種証明の発行を受ける**
 - ・(様式第1号) 交付申請書
 - ・(様式第3号) 証明書
 - 上記2つのほか「(2) 主な申請書類」を用意する
 - 4 交付申請**
 - 「(2) 申請に必要な書類」を用意したら、**対面や郵送等の方法により給付金の交付申請を行う**
 - ▶ 対面: 事前予約 (問い合わせ先にTEL) 県庁、鷹巣技術専門学校、大曲技術専門校の3会場で受付
 - ▶ 郵送: 問い合わせ先へ郵送
 - 5 訓練の受講**
 - 職業訓練を受講する
 - ※ 訓練日数の8割以上の出席が必要です。
 - ※ 支給要件は、訓練期間中も引き続き満たしている必要があります。
 - 6 出席状況の報告と請求**
 - 訓練実施施設から出席状況の証明を受ける
 - 実績報告書と請求書を提出する
- 1か月毎に④～⑥の手続きを繰り返します